

ぱら積輸入粗糖の取扱いについて

- 昭和 37 年 6 月 8 日蔵関第 778 号
改正 昭和 37 年 7 月 26 日蔵関第 1005 号
改正 昭和 37 年 12 月 27 日蔵関第 1740 号
改正 昭和 40 年 11 月 20 日蔵関第 1288 号
改正 昭和 48 年 4 月 2 日蔵関第 500 号
改正 昭和 50 年 2 月 26 日蔵関第 51 号
改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号
改正 昭和 63 年 12 月 30 日蔵関第 1243 号
改正 平成 6 年 3 月 31 日蔵関第 331 号

標記について、日本精糖工業会及び日本砂糖輸出入協議会から別添（省略）のとおり申請があり、これに対する取扱いについては差し当たり下記の方針によることとしたので了知ありたい。

記

1 監視取締り及び数量等の確認

- (1) 輸入粗糖を船卸しのうえ保税地域まで舢又はトラック等により港内又は陸路運送するに当たっては、原則として、当該舢及びトラック等ごとにシート等を使用させた上、これに施封するものとする。
- (2) 輸入粗糖を上記(1)により運送するに際しては、ポートノート等により発送数量及び到着数量をそれぞれ確認するものとする。この場合において当該輸入粗糖が陸揚げ後トラック等により陸路運送されるものであり、かつ、施封することが困難であると認められるときは、陸揚げの場所又はこれに近積する場所において、運送のため必要な範囲において数量看貫を行わせるものとし、これにより発送数量及び到着数量を確認するものとする。
- (3) 保税地域への搬入に際しては、数量査定、見本の採取その他の検査を行うものとする。

なお、数量査定及び見本の採取は、次により行うものとする。

イ. 数量査定は、次の条件により全量看貫すること。

- (イ) 計量器は、計量法に基づく検定を受けたものであって、その最小目盛は秤量の

$\frac{1}{1000}$ 以下であること。

- (ロ) 税関検査に当たっては、随時、計量法の規定に準じて当該計量器の精度を確認すること。

ロ. 見本の採取は、搬入の際に適正な方法により見本を採取し、当該見本の分析結果

をもって当該粗糖の糖度とする。

- (4) 上記(2)の方法により運送の際に数量看貫をしたものについて、到着地の保税地域において記(3)のイの(イ)に定める計量器により再度看貫した場合において、当該数量と運送の際の看貫数量との間に誤差を生じたときは、当該誤差が計量誤差と認められる範囲であるときは、到着地の保税地域における看貫数量をもって蔵入数量とするものとする。なお、到着地の保税地域に前記の計量器の設備が完備していない場合において、運送の際に前記の計量器と同性能の計量器により全量看貫したものであるときは、便宜当該看貫数量をもって蔵入数量としても差し支えない。

2 保税運送

- (1) 輸入粗糖の保税運送に当たっては、原則として、袋詰のうえ行うこととするが、運送先が上記 1 の(3)のイの(イ)に定める計量器の設置又は付属している保税蔵置場である場合においては、ばら荷のままの保税運送の承認を行っても差し支えないものとする。なお、貨物の発送に当たっては、数量の把握に支障をきたさないように秤サーペイ、トラック看貫を行わせることとするが、保税運送を行う場所が近距離であり、かつ、数量の把握及び監視取締上支障がないと認められる場合には、必要と認める範囲において数量看貫を行わせることとして差し支えない。

- (2) 保税運送に当たっては、ポート・ノートその他の書類により発送時における数量の確認を行うものとし、運送先における到着数量の確認及び蔵入数量の処理（施封に異常がない場合に限る。）については、測定誤差として上記 1 の(4)の本文に準じて取り扱うものとする。

なお、この場合においては、運送申告者の申請に基づき、関係書類の訂正の処理をしても差し支えない。

3 貨物の蔵置

- (1) 内外貨の同時蔵置は、認めて差し支えない。
- (2) 本船の異なる輸入粗糖の場合であっても、商取引上租糖として取引される同種の砂糖については、混合蔵置を認めて差し支えない。

この場合において、税関検査に基づく分析結果が糖度 98°を超えたときは、先入れ先出し方式による対応粗糖数量について「糖度 98°を超える砂糖」の税率を適用すること。ただし、当該粗糖を関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 19 条による輸出貨物の製造用原料品に引き当てようとする場合にあっては、便宜順序を変更しても差し支えない。

4 課税数量

原則として、搬入の際の全量看貫数量をもって課税数量とし、混合蔵置の場合にあっては先入れ先出し方式により課税すること。

5 決済金額

プロフォーマ・インボイス価格により朱書記入し、本インボイスの提出を待つて黒書

とすること。

6 損傷減税

蔵入承認前の損傷品については、蔵入承認申請書を正常品と区別して提出させ、実態に即して措置すること。